

## 沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費（下水道事業） 実施要綱

国 水 下 事 第 1 号  
令 和 4 年 5 月 1 7 日

沖縄県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長  
( 公 印 省 略 )

沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費（下水道事業）

実施要綱の施行について（通知）

沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費における下水道事業の実施要綱を別添のとおり定め、令和4年5月17日より施行することとしましたので、通知します。

つきましては、貴管内の関係市町村に対しても、貴職からこの旨周知方お願いいたします。

### 第1 通則

沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費における下水道事業（以下、「本事業」という。）の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領（令和4年5月17日 府沖振第121号。以下、「取扱要領」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### 第2 目的

本事業は、沖縄振興計画に基づき、北部地域における連携促進と自立的発展の条件整備として、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業（公共）を実施するにあたり、沖縄における地方の自主性・裁量性を最大限に生かした広域的な地域づくりのために地方の実情に応じたより効果的、効率的な社会資本整備の推進を図ることを目的とし、公共下水道の設置または改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するものとする。

### 第3 事業主体

本事業の事業主体は、北部12市町村とする。

### 第4 対象事業

本事業に係る対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。

#### 1. 対象事業の要件

##### （1）地域・規模等要件

###### ① 公共下水道事業

公共下水道事業が対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

（a）②に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。

（b）新たに下水道法第2条第3号イの公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

###### ② 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

（ア）事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね1,000人以上10,000人以下であること。ただし、水質保全上等特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。

（イ）自然保護のために施行されるものにあっては、自然公園法第2条に該当する地区で行われるものであること。（自然保護下水道）

（ウ）生活環境の改善を図るために施行されるものにあっては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。（農山漁村下水道）

（a）事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として1ha当たり40人以上であること。

（b）市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又

- は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。
- (2) 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件  
人口 20 万人以上のおかげ公共団体が、下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様な PPP／PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したもの又は今後の検討スケジュールを明確にしたもの。
- (3) 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件  
下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合（汚泥処理施設の統廃合を含む。）に係る検討を了したもの。
- (4) 汚泥有効利用施設新設に際しての PPP／PFI 手法導入要件  
人口 20 万人以上のおかげ公共団体が、汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP／PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB 等を言う。）を活用するもの。
- (5) 「広域化・共同化計画」策定に係る要件  
1) 平成 30 年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画の策定に着手していること。  
2) 令和 4 年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画を策定すること。
- (6) 公営企業会計の適用に係る要件  
1) 人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。  
2) 人口 3 万人未満の地方公共団体については、令和 6 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く）。
- (7) 使用料改定の必要性の検証に係る要件  
公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的な取組、実施予定期限及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。
- (8) 下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件  
下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を実施する場合は、実証技術の導入に係る検討を了していること。

## 2. 対象事業の内容

### ① 公共下水道事業

- 対象事業は下水道法施行令第 24 条の 2 によるものとし、次の補完施設を含むものとする。なお、対象範囲については、沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 105 号）第 67 条に定める国庫補助の特例が適用される。
- (a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
  - (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
  - (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

(d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

- ② 特定環境保全公共下水道事業  
対象事業の範囲は、①と同様とする。

### 3. 雜則

1. (3) について、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成 26 年 1 月 30 日付国水下事第 50 号）」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体においては、「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業」を、「改築事業（簡易な改築事業を除く）」とする。

## 第 5 補助率

補助率は、取扱要領 4. (5) によるものとする。

## 第 6 監督等

- (1) 國土交通大臣及び沖縄県知事は市町村に対し、施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な権限において、報告もしくは資料の提出を求め、またはその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
- (2) 國土交通大臣及び沖縄県知事は市町村に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認められるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第 7 指導監督事務費

國は沖縄県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、沖縄県に対し指導監督事務費を交付することができる。

都道府県下水道担当課長  
政令指定都市下水道担当部長  
(上記、各地方整備局等経由)  
市町村下水道担当部長・課長  
(上記、各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業調整課長  
都市再生機構下水道担当課長

殿

事務連絡  
令和4年5月31日

国土交通省水管・国土保全局  
下水道部  
下水道企画課  
管理企画指導室企画専門官  
下水道事業課  
事業マネジメント推進室課長補佐

知等を活用していただき、事故の未然防止に努めさせていただきますようお願いします。  
HP : [https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd\\_sewerage\\_tk\\_000005.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html)  
※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただけますようお願いします。  
HP : [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx)

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）  
加藤 : katou-k8318@mlit.go.jp  
TEL: 03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）  
工内 : kunouchi-y2n4@mlit.go.jp  
杉山 : sugiyama-r29s@mlit.go.jp  
TEL: 03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

#### 下水道セーフティネット NO.246について (令和4年4月分)

##### 1. 維持管理作業事故

令和4年4月の事故報告はありませんでした。昨年の同期間と比べ事故総件数は4件減少しました。

##### 2. 工事事故

令和4年4月は8件（死亡：0件、負傷：4件、物損：4件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は4件減少しました。

負傷事故の事例として、人孔内のし渣を確認するため、作業員がステップを降りていたところ、ステップが腐食により破損していたため、足をかけた際にバランスを崩し、高さ約2.5mから転落したことで、腕を負傷する事故が発生しました。

##### 3. 水質事故等

令和4年4月は3件（水質事故：3件、その他案件：0件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は1件増加しました。

水質事故の事例として、下水管路が腐食により破損したことと、土砂が管内に流入し閉塞したため、道路上へ汚水が溢水し、道路に近接している河川へ汚水が流出するという事故が発生しました。

##### 4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただけますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通

令和4年度  
下水道に関する事故発生状況について  
(令和4年4月末時点)

1. 人身事故（総括）

2. 維持管理作業事故

3. 工事事故

4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部

1. 人身事故（総括）  
(令和4年4月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)												0 (0)	0 (1)
	2. 負傷事故	0 (4)												0 (4)	0 (38)
	合計	0 (4)												0 (4)	0 (39)
	累計	0 (4)												-	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)												0 (0)	0 (6)
	2. 負傷事故	4 (8)												4 (8)	4 (83)
	合計	4 (8)												4 (8)	4 (89)
	累計	4 (8)												-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)												0 (0)	0 (7)
	2. 負傷事故	4 (12)												4 (12)	4 (121)
	合計	4 (12)												4 (12)	4 (128)
	累計	4 (12)												-	-

※下段()書きは前年度(令和3年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故  
(令和4年4月末時点)

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (1)											0 (10)
	2. 政令市	0 (2)											0 (13)
	3. 一般市	0 (0)											0 (14)
	4. 町村	0 (1)											0 (2)
	5. その他	0 (0)											0 (0)
	合計	0 (4)											0 (39)
発生施設	1. 管渠	0 (0)											0 (1)
	2. マンホール	0 (1)											0 (4)
	3. 处理場	0 (2)											0 (25)
	4. ポンプ場	0 (0)											0 (6)
	5. その他	0 (1)											0 (3)
	合計	0 (4)											0 (39)
事故類型	死亡事故	0 (0)											0 (1)
	1. 墜落・転落	0 (0)											0 (1)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)											0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)											0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)											0 (0)
	5. 転倒	0 (0)											0 (0)
	6. 激突	0 (0)											0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)											0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)											0 (0)
	9. 感電	0 (0)											0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)											0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)											0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)											0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)											0 (0)
	14. その他	0 (0)											0 (0)
	負傷事故	0 (4)											0 (38)
被災者数	1. 自治体職員	0 (1)											0 (9)
	①死亡	0 (0)											0 (0)
	②負傷	0 (1)											0 (12)
	2. 委託先業者	0 (3)											0 (36)
	①死亡	0 (0)											0 (1)
	②負傷	0 (3)											0 (35)
	3. 第三者	0 (0)											0 (1)
	①死亡	0 (0)											0 (0)
	②負傷	0 (0)											0 (1)
	合計	0 (4)											0 (40)
	累計	0 (4)											--

※( )書きは、前年度(令和3年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.工事事故  
(令和4年4月末時点)

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	2 (0)											2 (10)
	2. 政令市	3 (6)											3 (47)
	3. 一般市	2 (4)											2 (57)
	4. 町村	1 (0)											1 (5)
	5. その他	0 (0)											0 (1)
	合計	8 (10)											8 (120)
工事分類	1. 管きょ開削	4 (6)											4 (74)
	2. 管きょ推進	1 (1)											1 (11)
	3. 管きょシールド	1 (0)											1 (1)
	4. 管きょその他	2 (2)											2 (12)
	5. 処ボ土木建築	0 (1)											0 (10)
	6. 処ボ機械電気	0 (0)											0 (7)
	7. 処ボその他	0 (0)											0 (5)
	合計	8 (10)											8 (120)
事故類型	死亡事故	0 (0)											0 (7)
	1. 墜落・転落	0 (0)											0 (1)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)											0 (2)
	3. 飛来・落下	0 (0)											0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)											0 (0)
	5. 転倒	0 (0)											0 (0)
	6. 激突	0 (0)											0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)											0 (1)
	8. 交通事故	0 (0)											0 (0)
	9. 感電	0 (0)											0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)											0 (1)
	11. 火災・爆発	0 (0)											0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)											0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)											0 (0)
	14. その他	0 (1)											0 (0)
	負傷事故	4 (8)											4 (83)
被災者数	1. 墜落・転落	1 (0)											1 (7)
	2. はさまれ・巻き込まれ	1 (3)											1 (30)
	3. 飛来・落下	0 (0)											0 (3)
	4. 切れ・こすれ	0 (1)											0 (4)
	5. 転倒	0 (1)											0 (12)
	6. 激突	0 (1)											0 (2)
	7. 土砂崩壊	0 (1)											0 (7)
	8. 交通事故	1 (0)											1 (3)
	9. 感電	0 (0)											0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)											0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)											0 (0)
	12. 公衆災害(人身)	1 (0)											1 (7)
	13. 作業車両の横転	0 (0)											0 (1)
	14. その他	0 (1)											0 (7)
	物損事故	4 (2)											4 (31)
累計	12-2. 公衆災害(物損)	4 (2)											4 (31)
	合計	8 (10)											8 (120)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)											0 (7)
	2. 負傷	4 (8)											4 (109)
	合計	4 (8)											4 (116)
	累計	4 (8)											--

※( )書きは、前年度(令和3年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

## 4.水質事故等 (令和4年4月末時点)

[総括]		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
水質事故等 合計		3 (2)												3 (38)	
累計		3 (2)												- -	
[内訳]															
事業主体	発生年月日	4月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 合計	
		1. 都道府県	1 (0)											1 (8)	
		2. 政令市	2 (0)											2 (11)	
		3. 一般市	0 (2)											0 (18)	
		4. 町村	0 (0)											0 (1)	
事業主体	発生年月日	5. その他	0 (0)											0 (0)	
		合計	3 (2)											3 (38)	
		1. 管渠	1 (2)											1 (15)	
		2. マンホール	0 (0)											0 (7)	
		3. 処理場	1 (0)											1 (8)	
発生年月日	発生年月日	4. ポンプ場	1 (0)											1 (4)	
		5. その他	0 (0)											0 (4)	
		合計	3 (2)											3 (38)	
		1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (0)											3 (10)	
		2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)											0 (10)	
原因者		3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)											0 (18)	
合計		3 (2)												3 (38)	
原因者		① 惡質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	1 (0)											1 (0)	
原因者		② 惡質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)											0 (0)	
原因者		③ 惡質下水の流入(によらない放流水質の基準不適合)	0 (0)											0 (0)	
原因者		④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (1)											0 (6)	
原因者		⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2 (1)											2 (16)	
原因者		⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)											0 (3)	
合計		3 (2)												3 (38)	
原因者		水質事故	3 (2)											3 (32)	
原因者		その他案件	0 (0)											0 (6)	
原因者		合計	3 (2)											3 (38)	
状況分類		① 耐用年数経過	0 (0)											0 (3)	
状況分類		② 耐用年数以内	1 (1)											1 (15)	
状況分類		③ 天災等	0 (0)											0 (0)	
合計		1 (1)												1 (18)	

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または設備の故障によるものを集計  
※( )書きは、前年度(令和3年度)の値  
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和4年4月末時点									
NO.	発生年月日	事業主体	工事分類	従事作業	事故概要		発生場所	事故類型	被災者 年齢 性別 被害状況
					被災者 年齢 性別 被害状況	被災者 年齢 性別 被害状況			
4月	R4.4.2	4.町村	4.管きょその他	交通誘導	片側交直通で信号工事を施工中、交通誘導員が交通安全帯でカーボン棒を移動させようとしていたところ、規制区域に進入した一般車両が交通誘導員に接触して、頭部を左足くるぶしに擦りつけられました。		現場内	8.交通事故	左足くるぶし脱臼 骨折、膝骨骨折 (全治4ヶ月)
					人孔内(深さ約8.0m)のしわを確認するため、作業員がステップを降りていたところ、ステップが落食により破損していました。またかけた際にはバランスを崩し、高さ約2.5mから転落しました。		現場内	1.墜落・転落	男 新剥離骨折及び脱臼
		3.一般市	4.管きょその他	調査	取付管布設替えのためのバックホウ掘削作業中、引込ガス管を掘削しました。		現場内	12-2.公衆災害(物損)	ガス管損傷
					鋸削機失敗引抜のため、バックホウで路盤掘削中、路面より深い位置にガス供給管が埋設されており、先掘り確認が不徹底のまま掘削作業を行ったことで、ガス供給管(未使用管)を損傷させました。		現場内	12-2.公衆災害(物損)	ガス管損傷
		2.政令市	1.管きょ開削	掘削作業	鋸削機失敗引抜のため、バックホウで路盤掘削中、路面より深い位置にガス供給管が埋設されており、先掘り確認が不徹底のまま掘削作業を行ったことで、ガス供給管(未使用管)を損傷させました。		現場内	12-2.公衆災害(物損)	ガス管損傷
					このガス供給管は、当初、建設範囲外に建設されているところ、現在は掘削範囲内(防護コーン)に位置するため、掘削されてしまったことから、先掘り確認が不徹底の原因でガス供給管を損傷させました。		現場内	12-2.公衆災害(物損)	ガス管損傷
		1.都道府県	1.管きょ開削	掘削作業	立坑掘削失敗引抜のため、バックホウ(BH0.1m3)の掘削作業中に、バックホウが切回しおよび接続が不十分な状態であったため、再度掘込み作業を行う上で、支持力用角材(上部2段設置)の上段角材を外して作業を始めたが、接続が上手いかず、掘削機が倒れ、掘削機本体が土砂に埋没した。新設コンクリート引抜管が既設コンクリート管との接続部から外れ、転倒し、被災者が右前脚が下肢となり、死んでしまった。		現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	男 右脛骨骨折 (全治3ヶ月)
					自走車に乗った通行者が、仮設橋のすきと後にできた4cmの段差で転倒した。現場をコーナーで囲う等の安全対策が不十分であったため、死亡事故が発生しました。		現場内	12-1.公衆災害(人身)	右の脛の捻合

(緑色 : 死亡事故 白色 : 負傷事故 グレー : 物損事故)

水質事故等情報データベース

令和4年4月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			状況分類		事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	供用年数 ／ 標準耐用年数	損傷・故障の発生状況	事故概要	事故への対応
<b>4月</b>								
1	R4.4.6	1.都道府県	管渠	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	26/50	耐用年数以内	管路が結化水素により腐食され破損し、破損部より土砂が管路内に流入・堆積して管路が閉塞したことにより、下水が詰まり、街道と排水溝が目より溢水し、遂に近傍している河川へ流出した。	下水道管理者から道路管理者、水道管理者など関係機関へ連絡するとともに下水道管理者にて流出汚水の汲み取り、汚水が流出した道路や側溝の洗浄や清掃、破損管渠の応急措置を行った。 今後の再発防止策としては、下水道管路施設の定期点検・調査結果に基づく計画的な補修の実施を行う。
2	R4.4.6	2.政令市	処理場	水質事故 ①悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	-	-	原因及び原因物質は不明であるが、一時的にBOD負荷の高い流入水の流入により、処理能力を超えて、BOD基準値を超過する放流水が河川へ流出した。	応急措置として毎時の水質検査を実施し、水処理運転を各部機器毎に切り替えて、放流水のBOD濃度を監視する。また、上記の原因を防ぐため、定期的に放流水質を監視する。
3	R4.4.28	2.政令市	ポンプ場	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	-	-	ポンプ場のゲート操作を誤り、汚水送水中に汚水送水管線と雨水放流水が接続され、河川へ一時に下水が流出した。	再発防止策について検討中。

事務連絡  
令和4年6月2日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)  
市町村下水道担当部長・課長 殿  
(上記、各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業調整課長 殿  
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

**下水道管渠内作業等における安全の確保について**  
(令和4年5月11日大阪府貝塚市発注工事の竣工検査に伴う死亡事故)

55  
本年5月11日、大阪府貝塚市内の下水道工事の竣工検査において、検査員がマンホール内に立ち入った直後に倒れ、病院で治療中でしたが、死亡するという事故が発生しました。貝塚市の報道発表では、「事故原因について、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）に定められている酸素濃度等の測定を行わず、マンホール内に立ち入ったことによるものと考えております。」とされております。

国土交通省では、これまでにも数次にわたり、下水道管渠内作業等については、事故の再発防止及び厳重な安全管理の徹底を注意喚起しております。

各下水道管理者におかれましては、自ら下水道管渠内作業等を行う場合においても、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）や「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月、下水道管きょ内作業安全管理委員会）に基づき、安全管理の徹底をお願いします。

※「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月）

<https://www.mlit.go.jp/common/000109958.pdf>

なお、中間報告書は、主に受注者に対する管渠内作業の安全事項等が記されていますが、下水道管理者が自ら作業する場合についても、同様に安全な作業管理の徹底をお願いします。

## 下水道工事の竣工検査に伴う死亡事故 (R4.5.11 大阪府貝塚市)

国土交通省

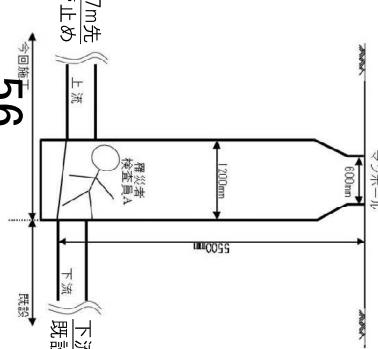
- 発生日： 令和4年5月11日(水) 午後2時45分頃
- 発生場所： 大阪府貝塚市三ツ松地内
- 報道： あり
- 工事概要： 施工延長 L=216.95m  
管推進工 HP  $\phi$  400mm L=214.70m  
人孔設置工 1箇所

■事故内容： 竣工検査における現場確認において、事前に酸素濃度等の計測がされていない中、検査員Aがマンホール内に立ち入った。直後に、地上にいた検査員Bと監督員Aがマンホール内で倒れている検査員Aを確認し、消防署へ通報を行った。現場に到着した救急隊員が検査員Aを救出、救急搬送し、病院にて治療が行われたものの、5月17日(火)に死亡が確認された。

【状況図】



【位置図】



56

【状況写真】



マンホール内へ立ち入り直後に倒れ立たことを、  
地上にいた職員により確認。

各都道府県下水道担当課長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「広域化・共同化計画」策定の推進に向けた説明会（第1回）の開催について

日頃より、下水道事業の推進にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

広域化・共同化計画については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付、総財准第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号）により令和4年度までに策定するようお願いしているところです。

この度、「広域化・共同化計画」策定の推進にあたり、都道府県を対象とし、国土交通省から広域化・共同化の取組みや計画策定における留意事項等を説明するとともに、都道府県から広域化・共同化の先進的な取組みを共有する説明会を、下記のとおり開催することとしましたので、ご参加いただきますようお願いいたします。なお、本説明会には国土交通省の他、総務省、農林水産省、環境省も出席し、質疑応答の時間を設けますので、都道府県におかれましては、貴都道府県の集落排水担当課や浄化槽担当課等の関係課にも本事務連絡を周知いただくとともに、参加希望者のとりまとめをお願いいたします。

記

1. 開催日時  
令和4年6月14日 (木) 14:00 ~ 16:00
2. 開催内容
  - ① 国交省からの説明
    - ・ 広域化・共同化の推進について
    - ・ デジタル化の取組みやPPP/PFIの取組みの「広域化・共同化計画」への反映について
    - ・ 「広域化・共同化計画」概要版の作成について
  - ② 総務省からの説明
    - ・ R4 地財措置の拡充について
    - ・ 「広域化・共同化計画」の策定状況調査について
  - ③ 県からの説明
    - ・ 「くまもと汚水処理広域化・共同化計画」について（熊本県）
    - ・ 「石川県白山市し尿・浄化槽汚泥受入施設」について（石川県）

※開催内容は現時点の予定

3. 開催方法

Microsoft Teams によるオンライン開催

※説明用の URL 及び資料は、後日送付

※出席は、1 団体につき原則 1 アカウントのみ

4. 提出期限・提出先

6 月 9 日（木）までに別紙「出席者名簿」を各地方整備局等へ提出

事務連絡  
令和 4 年 6 月 6 日

各都道府県下水道担当課長 殿

各政令指定都市下水道担当部長 殿

(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局

下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

(連絡先)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室  
課長補佐 阿部 聰  
abe-s85aa@mlit.go.jp  
下水道防災対策係長 工内由香  
kunouchi-y2n4@mlit.go.jp  
電話 03-5253-8431

「下水道における DX 推進（台帳情報等の電子化等）に向けた説明会」の開催について  
(依頼)

日頃より、下水道事業の推進にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

国土交通省では、マネジメントサイクルの確立にあたって重要となる「管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合」を、第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）において、令和 7 年度までの計画期間に 100% とすることを目標に掲げたところです。そのため、令和 4 年度より「下水道情報デジタル化支援事業」の創設をいたしました。一方で、「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日付け国水下事第 67 号）」の改正により、令和 9 年度以降、改築に際して交付対象となる管路施設については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムにより管理されていることを要件化したところです。

このたび、下水道における DX 推進にあたり、都道府県ならびに市町村等を対象とし、下水道における台帳情報等の電子化に関する取組などに関する説明会を、下記のとおり開催することとしましたのでご参加いただきますようお願いいたします。なお、各都道府県におかれましては管内市町村の出席者のとりまとめをお願いいたします。

なお、公益社団法人日本下水道協会（以下、下水道協会）において、令和 5 年度中の運用開始に向けて「下水道共通プラットフォーム」の準備を進められているところです。説明会においては、下水道協会にも参加いただき、「下水道共通プラットフォーム」についてご紹介していただく予定です。

記

1. 開催日時

第 1 回 令和 4 年 6 月 22 日（水）14：00～15：30  
(北海道、東北、関東管内を対象とします。)

事務連絡  
令和4年6月9日

第2回 令和4年6月23日（木）14：00～15：30  
(北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄管内を対象とします。)

## 2. 開催方法

Microsoft Teams によるオンライン開催とします。

出席は、1団体につき1アカウントのみとします。  
(都道府県、政令市は2アカウントまで)

## 3. 注意事項

「1. 開催日時」にあるように、ブロックごとの開催日でのご参加を原則としますが、  
やむを得ず参加日を変更したい場合は、整備局等を通じて「5. 提出先・問い合わせ先」  
にご相談ください。

## 4. 提出期限・提出先

各地方整備局等より別途通知

## 5. 問い合わせ先

各地方整備局等 下水道担当部署の他

水管管理・国土保全局 下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室 資産管理係

TEL 03-5253-8431 (直通)

課長補佐 末益 suemasu-h2sw@mlit.go.jp

資産管理係長 千葉 chiba-s2ks@mlit.go.jp

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長	殿
(上記、各地方整備局等経由)	
市町村下水道担当部長・課長	殿
(上記、各都道府県経由)	
日本下水道事業団事業調整課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

## 下水道工事における安全対策の徹底（その1の2）について (令和4年5月6日岐阜県羽島市発注の工事に伴う死亡事故)

本年5月6日、岐阜県羽島市発注の開削工法による下水管渠の布設工事において、  
アスファルト舗装の路盤工を施工中、現場代理人がロードローラーの運転手に次の工程  
で使用するアスファルト合材を取りにいくように指示したところ、運転手はエンジン  
をかけたまま降車して現場を離れ、それを見た現場代理人が地上からエンジン  
を切ろうとした際、体の一部が操作レバーに誤って触れたことでロードローラーが前  
進し、前方で路盤面の清掃作業をしていた作業員がひかれてそのまま下敷きとなり、死亡  
するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ロードローラーの運転手が、エンジンをかけた状態で降車したこと。
- 現場代理人が、ロードローラーに搭乗せずに、路上から無理な体勢でエンジンキー  
に手を伸ばし、切ろうとしたこと。

事故原因等を受けまして、別紙の通りの再発防止策を行うこととされました。

各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工  
計画書等に基づく作業手順通りの施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、  
当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意  
識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

## 事故発生状況と再発防止策 (R4.5.6 岐阜県羽島市)

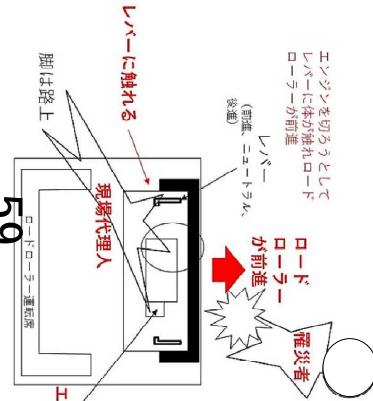
### 【事故発生状況】

開削工法による下水管渠の布設工事において、アスファルト舗装の路盤工を施工中、現場代理人がロードローラー（2.5t）の運転手に次の工程で使用するアスファルト合材を取りに行くよう指示したところ、運転手はエンジンをかけたまま降車し、ダンプトラックに乗つて現場を離れた。それを目撃した現場代理人がエンジンをかけたままでは騒音で近所の迷惑になると思い、エンジンを切ろうとした際、運転席に着席せず、車両の左側から車を乗り出す格好で、右側にあるエンジンキーを操作しようとしましたため、体の一部が操作レバーに誤って触れたことで、ロードローラーが前進し、前方約1mで路盤面の清掃作業をしていた作業員がひかれてその下敷きとなり、救急搬送されたが、死亡が確認された。

### 【平面図】



### 【状況図】 (上から見た状況図)



### 【状況写真】



### 別紙

### 【事故発生原因】

- ・ロードローラーの運転手が、エンジンをかけた状態で降車したこと。
- ・現場代理人がロードローラーに搭乗せずに、路上から無理な体勢でエンジンキーに手を伸ばし、切ろうとしたこと。

### 【再発防止策】

- ・工事用車両の運転席から離れる際は、パーキングブレーキを確実にかけ、必ずエンジンを切る。
- ・工事用車両を操作する際は、必ず搭乗してから行う。
- ・発注者において現場パトロールを実施し、安全管理を徹底するよう指導する。

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)  
各市町村下水道担当課長 殿  
(上記、各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業調整課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

下水道の管路施設に設置した逆流防止用ゲートの閉塞について

令和4年6月6日(月)、愛知県の流域下水道幹線管きょにおいて、河川水の逆流防止のための緊急対応用ゲートが突然閉塞したことにより、下水処理場への流下機能が停止し、汚水が管きょ内に滞留する事案が発生しました。

汚水の溢水を防ぐため、同日、愛知県から上流側の処理区域約6千人に対し、下水道の使用制限の要請がなされました。区域内住民等の節水協力やバキューム車(最大20台)による汲み上げ、潜水士による外れていたクラッチ操作、ゲートハンドル操作の実施により、7日(火)深夜から通水が可能となり、8日(水)午前、再度の閉塞のおそれがないことが確認されたため、対象区域における下水道の使用制限が解除されたところです。

各下水道管理者におかれましては、「下水道維持管理指針 実務編-2014年版-」(平成26年9月(公社)日本下水道協会)第11章第2節「I ゲート設備」等を参考に、同様の事案が発生しないよう必要な点検等実施していただけますようお願いいたします。

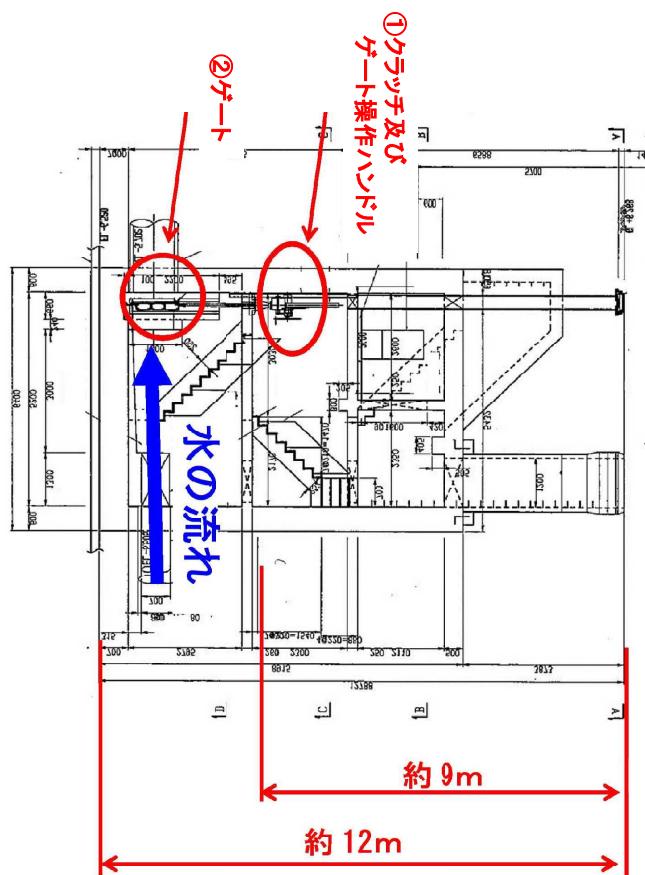
[状況  
画面]



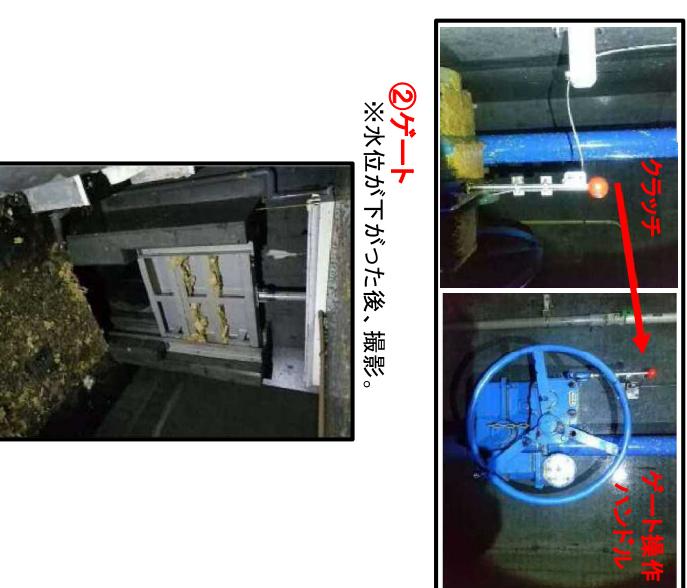
四百五

## 管路施設に設置した逆流防止用ゲートの開塞に関する事業(R4.6.6 愛知県) 国土交通省

### (愛知県における下水道に関する事案)



【宣直



(写真提供：愛知県)

① クラッチ及びブレーキ操作ハンドル  
※水位が下がった後、撮影。

事務連絡  
令和4年6月27日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
(上記 各地方整備局等経由)  
各市町村下水道担当部長 殿  
(上記 各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿  
技術監理課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

## 資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

特定の資材価格の急激な変動によって請負代金額が不適当となった場合における請負代金額の変更については、公共工事標準請負契約約款（以下「公共約款」という。）第26条第5項（いわゆる単品スライド条項）に規定されており、この公共約款については、中央建設業審議会より各公共発注者に対してその実施が勧告されております。

今般国土交通省では、国土交通省発注工事における工事請負契約書第26条第5項の規定の運用を一部変更することとし、各地方整備局等に宛ててその旨通知しております。

これを踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より、「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について」の事務連絡が発出されておりますので、参考送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、請負契約の締結に当たっては公共約款第26条第5項の規定を適切に設定するとともに、当該規定の運用に当たっては別添資料1を参考に適切な対応を図るようお願いいたします。

事務連絡  
令和4年6月24日

各都道府県担当部局長 殿  
(市区町村担当課、入札契約担当課扱い)  
各指定都市担当部局長 殿  
(入札契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

## 資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について

特定の資材価格の急激な変動によって請負代金額が不適当となった場合における請負代金額の変更については、公共工事標準請負契約約款（以下「公共約款」という。）第26条第5項（いわゆる単品スライド条項）に規定されており、この公共約款については、中央建設業審議会より各公共発注者に対してその実施が勧告されております。

今般国土交通省では、国土交通省発注工事における工事請負契約書第26条第5項の規定の運用を一部変更することとし、各地方整備局等に宛ててその旨通知しております（別添参照）。

各地方公共団体におかれましては、請負契約の締結に当たっては公共約款第26条第5項の規定を適切に設定するとともに、当該規定の運用に当たっては別添も参考に適切な対応を図るようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知方お願いいたします。

## &lt;参考：運用の変更点概要&gt;

## 《これまでの運用》

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

## 《新たな運用》

- 1) 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- 2) 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- 3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に单品スライド条項を適用することも可能とする。

国会公契第6号  
国官技第74号  
国営管第111号  
国営計第56号  
国港總第197号  
国港技第23号  
国空予管第275号  
国空空技第102号  
国空交企第55号  
国北予第23号  
令和4年6月17日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省  
 大臣官房会計課長  
 大臣官房技術調査課長  
 大臣官房官庁営繕部管理課長  
 大臣官房官庁営繕部計画課長  
 港湾局総務課長  
 港湾局技術企画課長  
 航空局予算・管財室長  
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
 航空局交通管制部交通管制企画課長  
 北海道局予算課長  
 ( 公印省略 )

工事請負契約書第26条第5項の運用について

工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契第25号）の別冊、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管第556号）の別冊、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）の別冊又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）の別冊をいう。以下同じ。）第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契第27号）、「工事請負標準契約書の運用について」（平成8年1月24日付け港管第112号）、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の運用基準について」（平成22年9月6日国営管第242号）又は「工事請負契約書の運用基準について」（平成22年9月30日付け国空予管第584号）記第26条関係に定めるものほか、下記のとおり運用することとしたので、取扱に遗漏のないよう措置されたい。

## 記

### 1. 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

### 2. 適用対象工事

(1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = |M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}|$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = |M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}|$$

$$\text{変動額}_{\text{材料}} = |M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}|$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$ ：価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ ：価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$p$ ：設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

$p'$ ：4. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

$D$ ：5. の規定に基づき算定した鋼材類、燃料油又はその他工事材料の数量

$k$ ：落札率（単価合意比率又は請負比率。なお、総価契約単価合意方式実施要領（「総価契約単価合意方式の実施について」（平成28年3月14日付け国地契第79号、国官技第360号、国北予第33号。令和3年3月30日最終

改正。）の別添）における単価個別合意方式による場合は、主要な工事材料についての同要領7. に規定する細別（レベル4）の比率（変更前の官積算単価に対する合意単価の比率をいう。）とし、総価契約単価合意方式実施要領（「総価契約単価合意方式の実施要領の改定について」（令和3年4月28日付け国港総第68号、国港技第13号）の別添）における個別合意方式による場合は、主要な工事材料についての同要領第3条5. に規定する細別（レベル4）の比率（変更前の官積算単価に対する合意単価の比率をいう。）とする。）

(2) 請負代金の部分払をした工事における(1)に規定する「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約書第38条第3項に規定する通知の書面において、7. の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができます旨を記載した場合にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

### 3. スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、2. (1)の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{当初}} - M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}) + (M_{\text{油}}^{\text{当初}} - M_{\text{油}}^{\text{変更}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{当初}} - M_{\text{材料}}^{\text{変更}}) + P \times 1/100$$

$S_{\text{増額}}$ ：スライド額（増額変更の場合）

$S_{\text{減額}}$ ：スライド額（減額変更の場合）

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}, M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$ ：2. (1)に同じ

$P$ ：2. に規定する請負代金額

(2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額（消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) 実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6. (1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購

入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適正な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)のM<sub>鋼</sub><sup>変更</sup>に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、M<sub>燃</sub><sup>変更</sup>に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、M<sub>材料</sub><sup>変更</sup>に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(4) (2)及び(3)の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 6. の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5. に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料についての実際の購入金額。
- ② 6. の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5. に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油について、6. (5)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5. に規定する対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4. (1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

(5) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

#### 4. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

##### ① 鋼材類及びその他工事材料

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。ただし、減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

##### ② 燃料油

イ 対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 対象材料のうち、6. (5)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても5. の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②イに規定する対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）

の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

#### 5. 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量(D)（以下「対象数量」という。）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
  - ① 設計図書（營繕工事にあっては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量。
  - ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量。
  - ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。
  - ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあっては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの。
- (2) 請負代金の部分払をした工事にあっては、7. の規定により单品スライド条項の適用対象とができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

#### 6. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

- (1) 受注者が单品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 増額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、单品スライド条項の適用対象とはしないものとする。
- (3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

(5) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても5. の対象数量とすることができる。

#### 7. 部分払時の取扱

工事請負契約書第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

#### 8. 部分引渡し

工事請負契約書第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

#### 9. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行なうことができるとしている。
- (2) (1)に規定する請求が受注者からあったとき又は発注者が請求を行ったときは、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更是、工期の末に行なうものとする。ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行なうものとする。この場合において、(1)中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

#### 10. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、2. (1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点

における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価（工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」とし、3. (1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

#### 附 則

1. この通知は、令和4年6月17日以降に工事請負契約書第26条第5項に係る請求が行われたものから適用する。
2. 「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け国地契第9号、国技建第1号、国営計第24号）、「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け国営管第97-2号、国営計第24-2号）、「工事請負標準契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け国港総第224-2号、国港技第18号、国空建第38-2号）、「工事標準請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け国空予管第281号、国空建第38号）、「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月10日付け国地契第23号、国技建第116号、国営計第46号）、「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月16日付け国営管第249-2号、国営計第49号）、「工事請負標準契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月10日付け国港総第434号、国港技第37号、国空技企第52号）、「工事標準請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月10日付け国空予管第497号、国空技企第51号）、「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成21年2月9日付け国地契第51号、国官技第272号、国営計第93号）、「請負代金の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成21年2月9日付け国営管第511号、国営計第96号）、「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負標準契約書第25条第5項の運用について」（平成21年2月9日付け国港総第793-2号、国港技第90号、国空技企第145号）及び「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成21年2月9日付け国空予管第881号、国空技企第144号）は、廃止する。

## 令和4年度における主な賦課徴収漏れ等事案(令和4年6月現在)

公表時期	自治体名	賦課徴収漏れ・誤徴収等金額	件数	概要	再発防止策
令和4年 6月	A市	○下水道使用料の賦課徴収漏れ 約5,000万円 うち時効完成額 約4,000万円  ○受益者負担金にて、これまで 徴収猶予した金額 約2,6億円 うち時効完成の可能性がある額 約1.7億円	○下水道使用料の賦課徴収漏れ  ○下水道使用料の 排水設備等の事務を担当する課と、使用料の徴収等 を担当する課の間で連携が取れておらず、賦課徴収情報が 共有されていなかった等により、公共下水道に義務づけられ ているにも関わらず、水道料金のみを徴収し、下水道使 用料は賦課していなかつたため下水道使用料を徴収で きていなかつたことから判明	A市では、通常、猶予期間(5年以内)の終了時に、引 き続き裏地で申請により再度徴収猶予を提出される場合 においても、徴収猶予とともに、既に消滅時効により 負担金が徴収できない可能性があることが判明	•令和4年度内を目途として全容を説明の調査を実施 しているところ
令和4年 6月	B市	約100万円  ※誤徴収による返還対象金額	25件	○下水道使用料誤徴収  液化槽使用者にも関わらず、誤って下水道の料金シ ステムに登録していくことにより、誤徴収が発生	•関係する担当者の情報共有と現地での下水道接続 状況の確認を徹底 •未接続者に対し、町広報、ホームページ、チラシ等 を活用し、水洗化の促進を図る •職員同士のコミュニケーションを大切にすることで、 職員の意識向上
令和4年 6月	C市	○受益者負担金にて、これまで 徴収猶予した金額 約4,000万円  うち時効完成額 約2,300万円	○受益者負担金 時効件数 323筆	○受益者負担金賦課徴収漏れ  近隣市の受益者負担金の徴収猶予に係る不適切な 事務処理の公表を受け、受益者負担金の徴収猶予に ついて調査したところ徴収漏れが判明	•適切に業務が執行できるような条例や規程の改正 (業務マニュアル等の整備と適切な文書管理の徹底) •係間の連携による体制の見直しと他部署との情報 の共有化 •受益者負担金システムや地図情報システム(GIS) の工事の着手から賦課決定までの運用手順の見直し

事務連絡  
令和4年6月30日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

### 下水道使用料・下水道事業受益者負担金等の適切な徴収等について

標記については、これまでにも無届工事や職員の事務処理ミス等により下水道使用料や受益者負担金等の賦課徴収漏れ事案が発生しており、全国下水道主管課長会議等で下水道使用料等の適切な徴収に努めるよう依頼していましたが、今年度においても多額の賦課徴収漏れ事案が発生しているところです(別添参照)。

下水道使用料等の適切な徴収を行うことは、負担の公平性や下水道経営の観点から極めて重要であることから、以下の点にも留意の上、再度、その徹底をお願いいたします。

なお、下水道使用料等の徴収事務の参考図書として、(公社)日本下水道協会から「下水道使用料・受益者負担金(分担金)徴収事務の手引き(令和3年4月)」が発刊されていますので、下水道使用料等の徴収事務を行際の参考として活用してください。

各都道府県におかれましては、この旨、管内市町村(政令指定都市を除く。)に御連絡いただきますようお願いいたします。

#### 【主な内容及びその対策】

##### ○下水道使用料の賦課徴収漏れ

使用者側の原因(無届工事、使用開始の届出漏れ、接続工事申請内容の不備等)や下水道部局側の原因(事務処理ミス)による徴収漏れ

- ・複数の職員で定期的に突合する等のチェック体制の強化
- ・下水道使用に係る各種届出について、排水設備業者への指導の徹底及び届出内容の確認強化
- ・建築審査部門との連携による確認強化

等

##### ○受益者負担金等の賦課徴収漏れ

受益者負担金等の徴収を猶予している土地において、土地所有者等が猶予事由が消滅しても届出を出さないこと等により時効が成立し、徴収漏れが発生

- ・公債権管理等の研修による人材育成及び組織づくり
- ・条例等により義務付けられている猶予理由消滅届・現況届等について継続的な制度周知を行うほか、猶予地の定期的な現地確認の実施
- ・農業委員会等との連携による徴収猶予中の受益地の管理徹底
- ・賦課徴収事務など組織が作成又は取得した文書の保存及び管理の徹底 等

以上